

第 4 2 号議案

和解することについて

次のとおり土地所有権移転登記等請求控訴事件及び損害賠償請求控訴事件に関し、和解することについて議決を求める。

1 当事者

一審原告 (略)

一審被告 埼玉県志木市中宗岡 1 丁目 1 番 1 号

志木市 代表者 志木市長 香 川 武 文

2 事件名

控訴審 東京高等裁判所令和 7 年 (ネ) 第 2 0 5 9 号土地所有権移
転登記等請求控訴事件及び損害賠償請求控訴事件

一 審 さいたま地方裁判所令和 4 年 (ワ) 第 2 6 2 3 号土地所有
権移転登記等請求事件

さいたま地方裁判所令和 6 年 (ワ) 第 4 5 3 号建物収去土
地明渡反訴請求事件

3 事件の概要

市有地上に越境する民間所有の建物の所有者から市に対し、当該市有地を時効取得したことを内容とする、土地所有権移転登記等請求訴訟が提起され、市からも当該建物の所有者に対し、建物収去土地明渡及び地代相当額の支払を求める反訴を提起した。

令和 7 年 2 月 2 6 日にさいたま地方裁判所から言い渡された土地所有権移転登記等請求事件及び建物収去土地明渡反訴請求事件の判決について、本件建物の所有者及び市の双方が、控訴を提起していたものである。

4 和解条項

別紙のとおり

令和8年3月17日提出

志木市長 香川 武文

提 案 理 由

東京高等裁判所令和7年（ネ）第2059号土地所有権移転登記等請求控訴事件及び損害賠償請求控訴事件に関し、和解をしたいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、この案を提出するものである。

(別紙)

条項案

(略)

(別紙)

物件目録

(略)

(別紙図面 1)

(略)

(別紙写真1)

(略)